

電気通信事業報告規則(昭和 63 年郵政省令第 46 号)第3条第1項に基づく
固定端末系伝送路設備設置状況報告について
(令和5年度末(令和6年3月末)時点)

1 趣旨

電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 33 条第1項の規定により、固定端末系伝送路設備(その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。以下同じ。)の電気通信回線が、その伝送路設備が設置される都道府県の区域内における同種の電気通信回線の総計に占める当該回線の割合が総務省令^{※1}で定める割合を超える場合、当該回線及び当該回線を用いて電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備は第一種指定電気通信設備として指定され、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、同条各項の規定により、特別な義務を課されることとされています。

については、電気通信事業者ごとの上記電気通信回線数を都道府県単位で把握する必要があるため、電気通信事業報告規則(昭和 63 年郵政省令第 46 号。以下「報告規則」という。)第3条第1項^{※2}に基づき、固定端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者を対象として、毎報告年度経過後2月以内に、当該伝送路設備の当該報告年度末の設置状況について総務大臣に対して提出することを義務付けております。

※1 電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)

第 23 条の2 (略)

- 1 一の電気通信事業者が設置する固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数の、その伝送路設備が設置される一の都道府県の区域内に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める割合が百分の一未満である場合には、当該電気通信事業者は当該都道府県の区域内に固定端末系伝送路設備を設置していないものとみなす。
- 2 固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数は、利用者側において他の電気通信設備と接続される回線の数とする。
- 3 法第 33 条第1項の総務省令で定める割合は、固定端末系伝送路設備及び固定端末系伝送路設備以外の伝送路設備の別に計算し、固定端末系伝送路設備について2分の1とする。この場合において、電気通信回線の数は、電気通信回線の使用用途、周波数帯域の幅、伝送速度又は芯線数等にかかわらず、1の回線につき1とする。

※2 電気通信事業報告規則(昭和 63 年郵政省令第 46 号)

第3条 固定端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者は、様式第 21により、毎報告年度経過後2月以内に、当該伝送路設備の当該報告年度末の設置状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

カウント方法の例

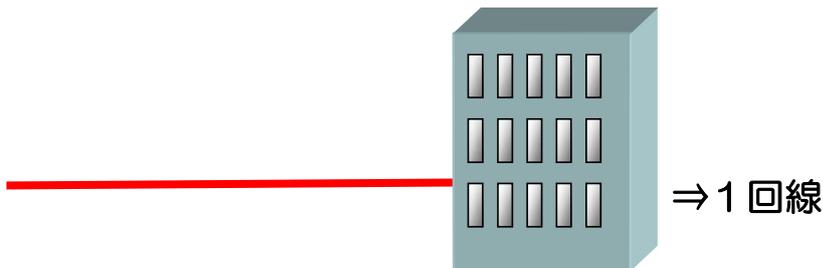
電気通信役務に利用される固定端末系伝送路設備*であって自ら設置（IRUに基づき利用する場合を含む。以下同じ。）しており、かつ休廃止中でないものについて記載してください。

回線数は、電気通信回線の使用用途、周波数帯域の幅、伝送速度等にかかわらず、1回線につき1として記載してください。建物に引き込まれた回線数でカウントしてください。

※ その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいいます。利用者とは、①電気通信事業者又は電気通信事業を営む者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者（その他これに準ずる者として総務省令で定める者）又は、②電気通信事業者又は電気通信事業を営む者から電気通信役務（これらの者が営む電気通信事業に係るものに限る。）の提供を受ける者をいいます。固定端末系伝送路設備設置状況報告においては、基本的に、電気通信事業者との間に電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）の提供を受ける契約を締結する者と考えられます。

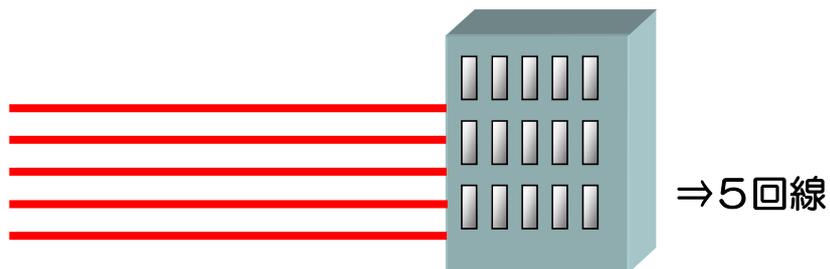
例1) 建物まで1回線で引き込まれ、建物内で複数回線に分岐し、各ユーザに提供されている場合

⇒「1回線」でカウント



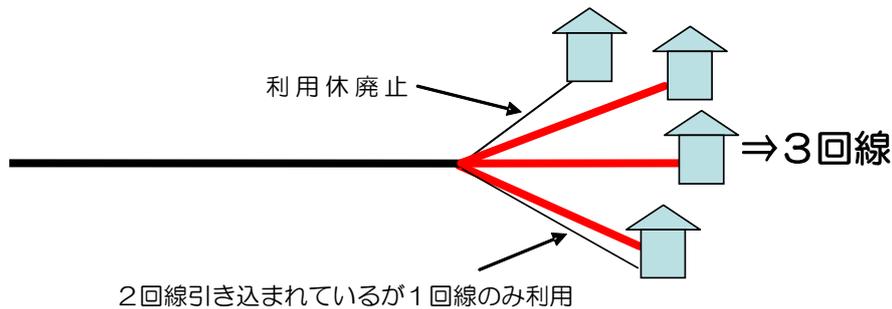
例2) 建物まで5回線で引き込まれ、各ユーザに提供されている場合

⇒「5回線」でカウント



例3) シェアドアクセス方式の場合(集合住宅の低層階において、同方式により配線する場合を含む。)

⇒建物に引き込まれた電気通信役務として利用されている回線数(分岐端末回線数)でカウント

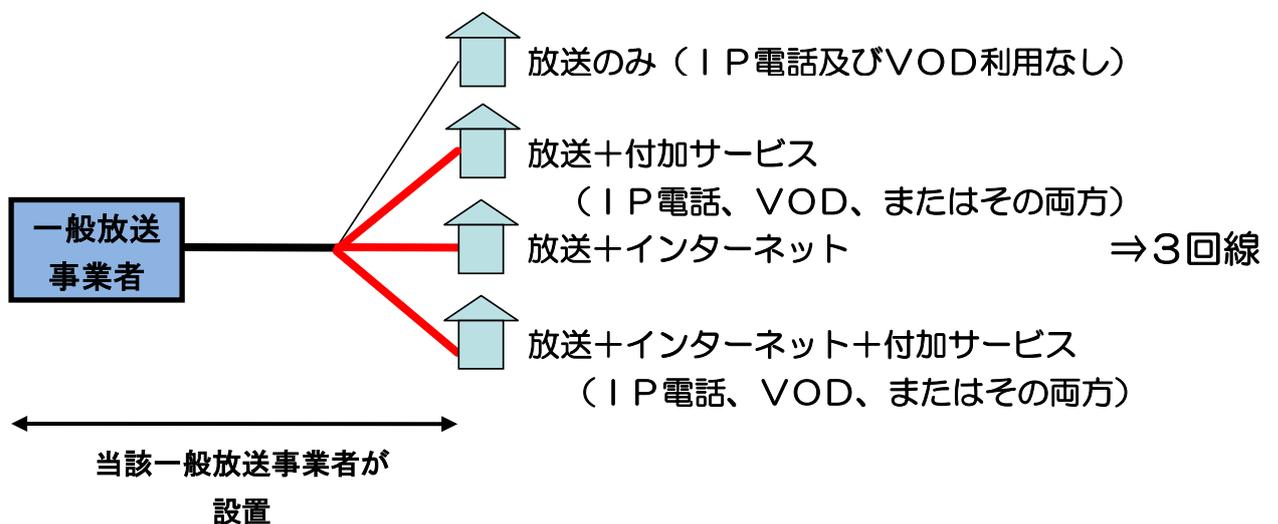


例4) それぞれの建物まで引き込まれた4回線のうち、それぞれ①放送(IP電話及びVOD利用なし)、②放送+付加サービス(IP電話、VOD、またはその両方)、③放送+インターネット、④放送+インターネット+付加サービス(IP電話、VOD、またはその両方)のために用いられている場合のうち、

a) それぞれの建物まで引き込まれた固定端末系伝送路設備を、当該放送を行う一般放送事業者が設置している場合

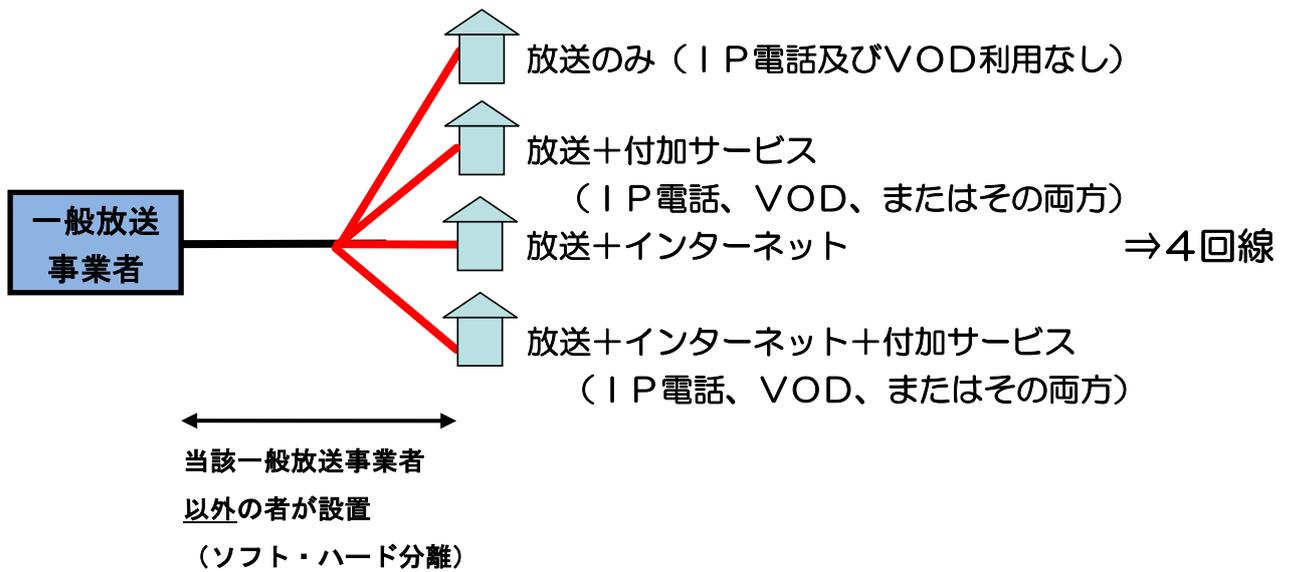
⇒「3回線」でカウント

(電気通信役務に利用される回線のみをカウント)

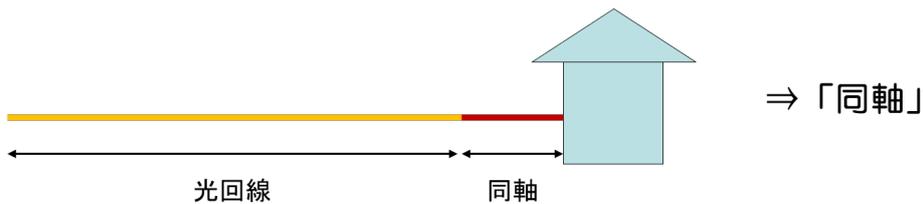


b) それぞれの建物まで引き込まれた固定端末系伝送路設備を、当該放送を行う一般放送事業者以外の者が設置している場合(旧電気通信役務利用放送法における電気通信役務利用放送はこちらに該当。)

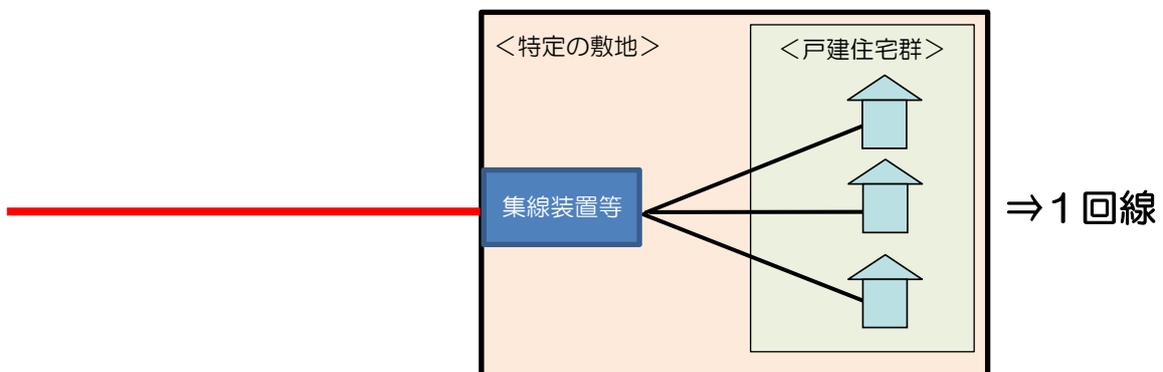
⇒「4回線」でカウント



例5) 端末側から見れば「同軸」が接続されているが、端末系伝送路設備のほとんどの部分は「光信号伝送用」が使用されている（CATVアクセスサービスにおけるHFC等）
⇒「同軸」としてカウント
（建物に引き込まれている部分は「同軸」であるため）



例6) 特定の敷地内において、集線装置等を設置し、電気通信事業者が当該敷地内に属する複数の戸建住宅の管理組合等と一括して契約する等により当該敷地内に属する複数の戸建住宅（戸建住宅群）に対し回線を提供している場合
⇒当該敷地に引き込まれた回線数（現に電気通信役務に利用されているものに限る）でカウント



例7) FWAアクセスサービス回線について
⇒「無線」としてカウント

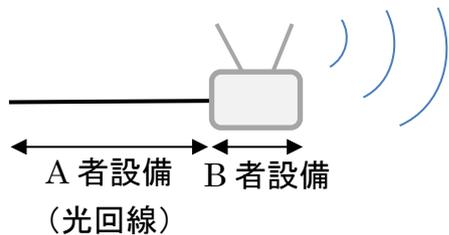
例 8) BWAアクセスサービス回線について

⇒原則カウントしない

例 9) 屋外に設置する公衆無線LANアクセス回線について

a) A者が光回線等の伝送路設備を設置し、B者がその伝送路設備を卸電気通信役務の提供を受けること（エンドユーザとの契約を専らB者が行うこと）により利用するとともに、当該伝送路設備に自ら無線LANの電波を発射するためのモデムやルータ等を接続することで、公衆無線LANサービスを提供している場合
⇒A者の伝送路設備をカウント（卸電気通信役務の提供先は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第33条第1項の「利用者」に該当するため。）。

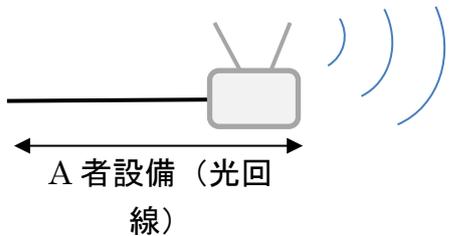
B者の設備については、例8と同様、原則カウントしない。



⇒A 者設備を「光信号伝送用」としてカウント
B 者設備は例8と同様、原則カウントしない

b) A者が光回線等の伝送路設備に加えその伝送路設備に接続される無線LANの電波を発射するためのモデムやルータ等を自ら設置することで、公衆無線LANサービスを提供している場合

⇒例7と同様の扱い。



⇒例8と同様、原則カウントしない

例 10) 収容局のエリアが県をまたぐ場合

⇒それぞれ「利用者の電気通信設備のある区域」でカウント。ただし、厳密に把握不可能の場合は主な提供エリアに合算して報告できる。

例 11) IRU（破棄し得ない使用権）の場合

設備所有者（貸す側）⇒カウントしない

設備使用者（借りる側）⇒カウントする

例 12) 卸電気通信役務の場合

自ら設置した固定端末系伝送路設備を卸電気通信役務提供する者⇒カウントする

上記の卸電気通信役務の提供を受ける者⇒カウントしない